

健衛発0510第1号

平成23年5月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

東日本大震災の影響による通常総会及び総代会の取扱いについて

生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第40条の規定により通常総会が招集されているところであるが、東日本大震災の影響により、定款に定める期間内に通常総会又は総代会を開催することができない状況が生じている場合には、当該状況が解消され、開催が可能となった時点で速やかに通常総会又は総代会を開催することが求められるので、その旨、指導されたい。

また、震災のため組合員数が501人を割った場合又は総代の任期が切れた場合は、総代会を開催することができない状況にあることから、議案審議は総会において行うことが必要であるので留意されたい。